東金市教育委員会会議録 令和元年12月(定例会)

1. 日 時 令和元年12月18日(水) 午後3時00分開会

2. 場 所 東金市役所 401会議室

3. 招集者 東金市教育委員会 教育長 飯田 秀一

4. 議 題 議決事項

第1号議案 源小学校統合に係る就学指定変更について 第2号議案 給食費の改定について

協議事項

- 1. 行事の後援について
 - (1) 軟式野球 体験会
 - (2) 親子で一緒にお金のことを学ぼう

報告事項

- 1. 専決処分した後援申請について
- 2. 諸報告
- 5. 出席委員 教育長 飯田 秀一

委 員(教育長職務代理者) 戸田 俊雄

委員 鈴木 正明

委員 石田 絢子

委員 山下 美紀

6. 出席職員

教育部長	醍醐 義幸	教育総務課長	井坂	靖
学校教育課長	上之薗和朗	生涯学習課長	鈴木健	太郎
スポーツ振興課長	佐久間英郎	中央公民館長	廣瀬	惣一
東金図書館長	片岡 一徳	教育総務課主幹	飯塚	好男
教育総務課庶務係長	川崎一郎	教育総務課主査	横山	修平

◎開 会

午後3時00分、飯田教育長より開会が宣告された。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

飯田教育長より山下委員を指名した。

◎日程第2 前回の会議報告

飯田教育長より令和元年11月21日開催の東金市教育委員会会議定例会の会議録に ついて意見を求めた。

全員異議なし

◎日程第3 議件

○第1号議案 源小学校統合に係る就学指定変更について 飯田教育長より源小学校統合に係る就学指定変更について事務局に説明を求めた。 学校教育課長より源小学校統合に係る就学指定変更について説明した。

<説明概要>

これまでの教育委員会会議においても報告してきたところであるが、日吉台小学校と 源小学校の統合に向けて具体的に着手していく中、源小に在籍する児童及び来年度新た に源小に入学予定の児童の就学指定変更に関し、どのように取り扱ったらよいかという ことについてご審議願いたい。本市の就学指定に関する規則では、学校の統廃合を理由 とした就学指定変更を認めていないことから、来年度に向けて考えられる4つのケース について検討していきたい。

1つ目のケースは、令和3年度から源小が統合されるということであれば、新入生にとっては源小での在籍期間が1年しかない。このため、最初から統合先である日吉台小に通わせてもらいたいという保護者が出てくる可能性がある。2つ目は、現在源小に在籍している児童の中にも、あと1年で統合されるということであれば、少しでも早く日吉台小に通わせてもらいたいという要望も考えられる。3つ目は、統合後に日吉台小へ通うことになるならば、山武市や八街市の小学校の方が近いという理由から、これらの小学校に通わせてもらいたいという保護者からの要望も予想される。4つ目は、日吉台小に通うのならば、東小学校や丘山小学校へ通ったほうが近いという理由で指定変更せてもらえないかとの要望も想定される。これらの様々なケースについて教育委員会としてどのように対応したらよいのか。学校教育法施行令第8条に規定する小学校及び中学校の変更に関する審査基準では、住所異動、地理的事由、家庭環境、教育的配慮、小中学校の継続などの個別事由が示されている。また、これらのいずれにも該当しない審査基準の別表6として、「児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合」という項目がある。このため、この項目を活用して様々なケースに対応し、1件ずつ精査して判断したいと考えている。

1つ目のケースについては、新入生の保護者がどうしても日吉台小に行かせたいとい

う意向であれば、教育委員会としては認めざるを得ないのはないかと考えている。ただし、来年度については通学バスの検討もなされていないので、保護者による送迎が前提となり、保護者の責任において送り迎えをしてもらうこととなる。 2 つ目のケースについては、在籍する児童の兄弟が新入生の中にいて、この新入生が日吉台小へ行きたいということになった場合は、新入生だけでなくその兄弟の就学指定変更も認めざるを得ないと考えている。ただし、源小の在籍児童のみが日吉台小に行くことは、源小の学校運営に支障が生じるので認められない。多くの児童が指定変更することになると、学級数が減ってしまい様々な問題が生じてくることが予想される。新入生の兄弟がいる児童は認められるが、在籍児童のみの家庭については基本的には認められないと考えている。3つ目のケースについて、山武市や八街市の小学校に通学するには受け入れ自治体側の要件があるため、この要件を満たしているのであれば就学指定変更を認めざるを得ないと考える。4つ目のケースについて、東小や丘山小が近いという理由で就学指定を変更することは、北中学校区の関係があるため原則として認められない。

以上のような形で審査基準の別表 6. その他の項目を活用して個別に対応していきたいと考えている。今後の見通しとしては、統合することについての合意を源小を通じて各家庭からもらっているので、2学期の学期末面談の折に各家庭の希望を聞いた上で、どれくらいの人が源小以外の小学校へ行こうとしているのかを教育委員会としてしっかりと把握していく。その上で個別に対応し、就学先を決定していきたいと考えている。

飯田教育長

具体的な構成についての考えが示されたが、差し迫って4月からのことになるので、 審査基準の別表6を適用して具体的事例に則して教育委員会が判断していきたいと考 えている。広い見地からご意見を伺いたい。

鈴木委員

審査基準については、別表 6 を適用するしかないと思う。なお、源小の来年度の新 入生の人数は現段階で何人いるのか。

学校教育課長

来年度の源小の新入生は、男子3名、女子2名の合計5名が予定されている。

鈴木委員

人事がらみで教員定数にも関わるので難しい問題だが、2つ目のケースについては 通学バスを出していないこと及び責任をもって送迎をしてもらうことを、保護者に理 解してもらわないといけない。

山下委員

新入生の兄弟は源小の在校生の中にどのくらいの人数がいるのか。

学校教育課長

数人の児童が新入生の兄弟として在籍している。

山下委員

新入生とその兄弟の就学指定変更を許可して日吉台小へ移った結果、源小に残った 友達から日吉台小へ通いたいという要望が出てきた場合どうするのか。

学校教育課長

多くの子どもに別の学校へ移られてしまうと在籍している学校の運営に支障が出て しまう。このため、山武市も学校統合を進めているが、山武市は統合を理由とした就 学指定変更を原則的に認めていない。

山下委員

新入生には全員源小へ入学し、その後、移行するときに全員で日吉台小へ行くというある一定の方向性を示したうえで、柔軟に対応することを前提とした考えうる判断 材料を提示する方が、意思決定をするにあたり説明の仕方としてよいのではないか。

学校教育課長

入学に際しては、体操服をはじめとして買い揃えるものが色々あり、各家庭によっては経済的な事情もあることを考慮しなければならない。源小への通学が1年間の限定であれば、最初から日吉台小へ行きたいと希望する家庭に対しては認める必要があると考える。なお、2学期末には各家庭に対して意向調査をする予定である。これまでの源地区における検討協議会において、保護者の一番の関心事としては、就学先のことであった。源地区の協議会が回を重ねる中で、教育委員会としてもこのことについて丁寧に説明してきた経緯がある。このため就学先を各家庭で判断するのはやむを得ないと考える。

山下委員

他校へ移りたいという人が思ったより多くいた場合、残された児童は減ってしまうが、そういう状況になったときはどのように対応するのか。

学校教育課長

源小に残る児童が少なくなり、学校運営に支障が出ると判断した場合にあっては教

育委員会として就学指定変更を認めることができないが、今後の動向を見てケースバイケースで判断していかざるを得ない。日吉台小に移るとなった場合、保護者にとっては送迎が大変と思われる。児童の送迎を1年間続けることは相当な負担となるので、源小に留まる可能性もあるのではないかという見通しもある。

飯田教育長

各家庭に対する意向調査をしっかり行い、日吉台小へ通う場合には個別に送り迎えが1年間できるという確約をもらわないといけない。意向調査の結果、どの程度の割合で就学指定変更の希望があるのか。個々の意向を尊重して受け入れることを教育委員会としては考えている。

石田委員

新入生5名の保護者の意向を確認したときに、どのような結果が出ているか。日吉 台小を希望する方がいれば個別に話し合いをする必要があると思うが、これまでの話 し合いの段階では、保護者の意見を最優先に聞くものとして協議を進めてきた経緯が ある。5人の保護者全員が源小へ入学するという考えであれば何の問題もないが、ま ずは意向調査の結果を見た上で考えていくということで良いのではないか。

飯田教育長

意向調査の結果を見た上で内容によっては次回以降の教育委員会会議で対応策を考えたい。審査基準の別表6の項目を基に進めていくことについてはよろしいか。

石田委員

この項目に沿って判断することが妥当だと思う。

教育部長

日吉台小へ通うためには、保護者による1年間の送迎の問題がある。専業主婦は送迎できるかもしれないが、お勤めされている方には難しいと思われる。1つ考えなければならないのは、新入生の5名にとって源小での学校生活が1年しかないのであれば、市外の小学校に移る人が出て来るかもしれない。日吉台小に行くのではなく、山武市や八街市の小学校を選ぶことも予想されるので、慎重に対応していかなければならない。

飯田教育長

保護者の意向が中心となるので、山武市や八街市の小学校へ行くことを認めないわけにはいかない。

石田委員

保護者への意向調査は教育委員会がおこなうのか。

学校教育課長

意向調査は源小がおこなう。教育委員会は源小を通じて情報をもらうことになる。

全員一致で原案どおり可決した。

○第2号議案 給食費の改定について

飯田教育長より給食費の改定について事務局に説明を求めた。 学校教育課長より給食費の改定について説明した。

<説明概要>

来年の1月28日に東金市学校給食審議会を開催するが、この中で給食費の改定を提案する理由や経緯を説明し、審議していただいた上で結論を出す方向で考えている。なお、審議会の委員は、校長会、栄養士会、給食会、PTA連絡協議会、食生活改善協議会の各代表及び学識経験者で構成されている。また、文教厚生常任委員会に属する市議会議員を対象とした給食の試食会をおこなっており、今年の6月議会においては日吉台小学校、12月議会においては城西小学校でそれぞれ実施した。試食会では、栄養士をはじめとした現場の声を聞いてもらったことで、議員からは一定の理解を得たところである。厳しい予算状況の中で、子どもたちのために何とか給食を工面しているという状況を見てもらった。学校給食審議会における結果については、2月の定例教育委員会会議で報告するので、その際は改めて審議をお願いしたい。

全員一致で原案どおり可決した。

◎日程第4 協議

○1. 行事の後援について

飯田教育長より行事の後援について事務局に説明を求めた。 教育総務課主幹より行事の後援について資料に沿って説明した。

<説明概要>

後援申請のあった行事が東金市教育委員会行事の後援に関する規則に定める承認の基準を満たしているかどうかについて協議による判断を求めた。

(1) 軟式野球 体験会

石田委員

この団体はどのような組織になっているのか。

教育総務課主幹

役員として団長1名、顧問1名、代表者1名、監督1名、コーチが数名となってお り全員で10名ほどの役員構成となっている。

教育総務課長

かつては少年野球チームが東金市内には7チームあった。各小学校区で1チームほどあったが現在は2チームにまで減少した。これまではチーム数の減少があると、他のチームから移籍してきた子どもたちを集めてチームが成り立っていたが、現在は2年生以下が3人となっており、チームの存続においては危機的な状況となっている。このままでは中学や高校で野球をやる子どもたちがいなくなってしまうおそれもあるので、少しでも多くの子どもに野球を体験してもらい、チームに加入してもらいたいという趣旨で体験会を開く。コーチなどの大人はたくさんいるが、子どもが少なくなってきているので後援申請に至ったとのことである。

石田委員

対象となっている年少から小学3年生までの子どもたちに教育委員会も応援していることを示して、体験会に参加してもらいたいということだが、野球チームではなくて他の競技のチームが自分のチームも後援してほしいと希望したときに今回の決定が前例となる。例えば、表彰においても市、県、国と段階がある。体験会に市の教育委員会が後援することについては少し違和感も覚える。段階的に子どもたちのスポーツを支援するような組織が他にないものか。

飯田教育長

かつては少年野球チームが東金市内にも多数あったが現在は2チームしかない。市内の小学校に体験会の募集案内を配るときに教育委員会の後援が必要ということになれば、サッカー、ミニバスケットなどのチームも部員が少ないという理由で体験会をおこなう場合に教育委員会の後援をもらう必要が出てくる。

石田委員

今後そのような状況が出てきたときに、全部のチームを後援しなければならなくなるという前例になることが1つにはある。もう1つは、体験会なのだから初めに教育委員会に後援を申請するのではなく、例えば、文化・スポーツ振興財団などへ申請す

るなど、教育委員会が後援する前に何か別の段階があるのではないかと思う。今回のようにスポーツ振興ということであれば後援名義をもらえると思うので、検討されてみてはいかがかなと思う。また、募集案内の配布については学校長が許可を出しているのか。

戸田職務代理者

私が現職の校長のときに、校長会を通して校長会議の折に配布したいとの話があり、 募集案内を配ったという経緯がある。大会などの場合は、スポーツ振興に貢献、寄与 できるものなので後援できると思うが、体験会を後援するのはいかがなものか。

学校教育課長

学校に配布する文書については基本的に学校教育課を通してもらっている。営利目的かどうかなど学校での配布の可否について精査をさせてもらい、あとは当該学校の校長にお任せをし、配布の方法などについては校長に判断してもらっている。これらのことは、今までもおこなってきており、今回の募集案内を配布することについても全く問題はない。後援が入るか入らないかの違いのみと思われる。

飯田教育長

教育委員会会議を経由しなくても、今の説明のような形で配布できるのであれば良いのではないか。

戸田職務代理者

これまでは校長会に相談が来てから配られることが多かったように思う。各スポーツチームにとっては人数が集まらないという危機感があるので、教育委員会のお墨付きをもらいたいという意図で後援申請されたのだと思う。

教育部長

自分も少年野球チームにボランティアで携わっていたことがある。当時は市内に7チームあって切磋琢磨していた。山武郡市内でも27チームあったが、現在は山武郡市内では10チームとなっており、東金市内は2チームのみである。各チームの所属メンバーも少なくなっている。中学校の部活としても多くの野球部が単独チームでは大会に出場できなくなってきており、少年野球チームを応援したいという気持ちはあるが、他にミニバス、バレーボールなどの小学生チームからも後援申請があった場合、教育委員会が特定のチームを後援していると捉えられると問題なのではないか。各チームから申請があるたびに教育委員会会議で協議するとなると大変なことになる。これまでも学校教育課でチラシの配布について審査をおこない、配布の良し悪しを判断

してきた。チラシの配布について相談を受けた校長先生も教育委員会の許可を受けているかどうかで配布の可否を判断しようとしたのであろうが、教育委員会の許可は教育委員会の後援という意味ではなく、チラシの配布についての学校教育課の許可を想定していたのではないか。

学校教育課長

この団体については、これまでの実績も把握しており、校長会に諮るまでもなく学校に募集案内を配布することに問題はない

飯田教育長

教育委員会の後援がなくても募集ができれば団体の代表者は了解するのではないか。

教育総務課長

団体としては募集ができれば目的は達成されると思われる。

全員一致で不承認とした。

(2) 親子で一緒にお金のことを学ぼう

鈴木委員

教育施策の推進上有益であるかどうかについては疑問であり、資産運用と教育はあまり関係がないと思う。

戸田職務代理者

小学生に投資信託のセミナーが必要なのか。

石田委員

小学4年生以上にとっては、資産運用を学ぶ前に世の中のお金のシステムについて 学ぶべきことのように思う。

全員一致で不承認とした。

<休憩:午後4時08分~午後4時18分>

◎日程第5 報告

○1. 専決処分した後援申請について

教育総務課長 専決処分した後援申請3件について資料に沿って説明した。

○2. 諸報告

(1)飯田教育長 教育長行事予定(12月・1月)について資料に沿って説明した。

(2)教育部長 令和元年第4回東金市議会定例会の概要について説明した。

(3)教育総務課長 教育委員会事務に係る点検・評価報告書を市議会へ提出し、市議会議員全員へ配布した後、市のホームページに掲載することで市民に対して周知したことを説明した。

(4)学校教育課長 学校教育課関係行事予定(12月・1月)について資料に沿って 説明した。

長欠不登校学校別一覧について資料に沿って説明した。

卒業式・入学式の日程及び担当(案)について資料に沿って説明 した。

(5)生涯学習課長 生涯学習課行事計画(12月・1月)について資料に沿って説明 した。

(6)スポーツ振興課長 スポーツ振興課行事計画($12月 \cdot 1$ 月)について資料に沿って 説明した。

10月から11月にかけて開催されたスポーツ大会の結果について資料に沿って説明した。

(7)中央公民館長 公民館行事計画(12月・1月)について資料に沿って説明した。

(8)東金図書館長 図書館行事計画(12月・1月)について資料に沿って説明した。

◎閉 会

午後5時00分、飯田教育長より閉会が宣告された。